

グラウンドワーク川口会則

(名 称)

第1条 この会の名称は、グラウンドワーク川口（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会は、市民・企業・行政がパートナーシップにより、地域環境改善活動を行う「グラウンドワーク」を川口において推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) グラウンドワークによる地域環境及び自然環境に向上、保全、回復、整備、教育に関わる事業
- (2) グラウンドワーク活動の啓発に関する事業
- (3) その他、目的を達成するための事業

(会 員)

第4条 会の会員は、正会員と賛助会員とし、次のとおり区分する。

会員区分	正 会 員	賛助会員
	個人会員	個人会員
	団体会員	団体会員
	企業会員	企業会員

2 正会員とは、会費を納入し会の運営、活動に参加する会員とする。

3 賛助会員とは、趣旨に賛同し支援するが、委員会の運営、活動に参加しない会員とする。

(運営スタッフ)

第6条 会には、次の運営スタッフを置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 運営委員 10名程度
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

2 運営スタッフは、正会員の互選による。

(運営スタッフの職務)

第7条 会長は、会を代表し、会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、委員会の運営に関することを行う。

4 会計は、会の会計事務を行う。

5 監事は、会の会計事務を監査する。

(運営委員の任期)

第8条 事業推進スタッフの任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 退任委員及び事業推進スタッフの補充任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会の会議は、総会、運営委員会とする。

(総会)

第10条 総会は、年度終了後、2ヵ月以内に開催する。

(定例会)

第11条 会の運営及びグラウンドワーク事業に実施に関することを協議するため、運営委員会を月一回開催する。

2 運営委員会の構成は、会長、副会長、運営委員、事務局とする。

(会計及び会計年度)

第12条 会の運営に要する経費は、会費、寄付金及び県、市からの助成金その他の収入をもってこれにあてる。

2 会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月31日までとする。

(会費)

第13条 会費は、会員の区別により次のとおりとする。

会員区分		年会費 (一口)
正 会 員	個 人	1, 0 0 0円
及 び	団 体	1, 0 0 0円
賛 助 会 員	企 業	1 0, 0 0 0円

(事務局)

第14条 会の事務を処理するため、川口市安行領根岸904-1 104号室に事務局を置く。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、会に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 初年度の運営スタッフの任期、2カ年に就任から平成11年度3月31日までの期間を加えたものとする。
- 2 この会則は、平成10年12月1日から施行する。
- 3 この会則は、平成16年5月14日から施行する。
- 4 この会則は、平成18年7月1日から施行する。
(グラウンドワーク川口の事務局に関する会則の一部改正)
- 5 この会則は、平成27年5月23日から施行する。
(グラウンドワーク川口の事務局に関する会則の一部改正)